

○「議案第107号 東扇島コンテナ関連施設整備工事請負契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

* 第1回変更契約の概要について

計画当初、工事区域内の状況から、シャーシプールを少しずつ移転しながら工事を進めることを想定していた。しかし、本工事契約後、利用者及び請負業者と施工計画について検討・調整した結果、シャーシと工事車両が輻輳するなど、従来の移転方法では利用者及び請負業者にとって多数の課題が生じ、ターミナル全体の事業に影響が及ぶことが懸念されたため、移転方法を変更し土工等を増工することとなった。

* 第2回変更契約の概要について

契約当初は、コロナ禍の状況下においてもコンテナ取扱量が増加していたことから、混乱を招かないよう、コンテナターミナル及びバンプールの運用方法を変更せず、バンプールの車両動線の確保を最優先に工事を進めることとしていた。その後、工事進行中にターミナルスペースに余裕が生じたため、コンテナターミナル利用者と改めて協議し、最適な車両動線に変更することとなった。その結果、交通量の増加が見込まれる箇所の舗装構成を変更し、耐久力を向上させるための工事を実施することとした。

* 工事発注前のコンテナターミナル利用者との調整及び当初計画の妥当性について

契約当初においてもコンテナターミナル利用者と適切に意見交換を行い、最適な計画、積算となるよう努めたところであるが、工事進行下におけるコンテナ取扱量の変化や利用者及び請負業者との協議を踏まえ、当該変更が必要となった。今後も計画等を精査しながら適切な工事の施工に努めたい。

* 将来的にコンテナ取扱量が増加した場合の対応について

工事前よりも最適な車両動線となることから、将来的にコンテナ取扱量が増加した場合においても混乱は生じないものと考えている。

* 第1回変更契約と第2回変更契約の手法が異なる理由及び経緯について

一般的に、変更契約の事由の発生時期や契約内容等により、専決処分の変更契約後に再度議案提出による変更契約に至ることがあり、手続上やむを得ないものと考えている。本工事は、令和3年度から令和5年度までの債務負担による工事であり、契約に基づいて各年度末の工事完了部分の支払義務が生じることから、令和4年度末に支払義務が生じる第1回変更契約については、専決処分により対応したものである。第2回変更契約に関しては、変更契約の事由発生後、速やかに手続を進め、今定例会の議案提出となった。

* 工事の変更契約の在り方について

当該変更契約の経過については、工事業者に瑕疵はなく、また、状況に応じて、その都度適切に工事内容を変更してきたものであり、適正であると考えている。

* 今後の工事内容の変更及び契約変更の可能性について

大規模な工事であるため、詳細な工事内容に関する変更や人件費の高騰等が生じた場合には、適宜対応する必要があると考えている。

《意見》

- * 首都圏における川崎港の役割は大きく、また一方で利用率に関しては周辺の港湾と競合している状況であることから、利用事業者等にとって利便性の高い港湾となるよう今後も努めてほしい。
- * 本議案のような複数回にわたる工事の変更契約に関する議案の説明に当たっては、その経緯や前提条件等、分かりやすい資料を添付するなど工夫してほしい。
- * 変更契約の合理性及び当初契約の妥当性について、議会や市民から疑念を持たれないよう精査するとともに、分かりやすい説明に努めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第114号 令和5年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 補正予算計上の経緯について

本補正予算は、川崎港コンテナターミナルのトランスファークレーン更新工事費の増額に伴うものである。当初予算の見積りに当たっては、工事業者数社に見積依頼し内容を精査した上で算出していたが、工事発注に当たり令和5年3月頃に改めて見積りを行った上で算出し直したところ、予算不足が判明したことから、補正予算を計上することとなった。

* 工事費増額の理由について

工事費増額の理由は、見積業者へのヒアリング結果を勘案すると、鋼材、電気部品、労務費等の高騰によるものと考えている。

《意見》

- * 工事予算額の算出に当たっては、可能な限り当初から正確に行うよう努めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決